

せいねんこうけんせいど あなたを守る 成年後見制度

契約や手続きが難しい、
一人ではできない

認知症の親が、
お金を管理できない

障がいのある子どもの、
今後の生活が心配

必要ないものをすすめられて、
何度も買ってしまう

成年後見制度は、このような時に

いっしょに考え、手伝ってくれる人を決める制度です。

詳しくは、「**伊佐市成年後見センター**」までご相談ください。

【連絡先】 伊佐市役所 長寿介護課 伊佐市成年後見センター
電 話：0995-23-2377
F A X: 0995-22-5035

制度については、裏面をご確認ください



成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」に分かれます。

	判断能力が不十分に <u>な</u> ってから	判断能力が不十分に <u>なる前</u> に
	法定後見制度	任意後見制度
対象者は？	認知症、知的・精神障がい等により、判断能力が十分でない方。	老後や将来の設計ができるほど、判断能力がある方。
手続き方法は？	必要書類を揃えて、本人、四親等内の親族、市長等が家庭裁判所で手続きします。	本人が公証役場で公正証書を作成します。
誰が何をしてくれるの？	本人に代わり、法定後見人が財産を管理・処分したり、施設入所の契約等を行います。 法定後見は、判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区別されるので、これに応じて法定後見人の仕事や権限の範囲も違います。 法定後見人を誰にしたいか希望はだせますが、決めるのは家庭裁判所です。	本人の判断能力があるうちに、将来判断能力が低下したときに誰にどのようなことをお願いしたいかをあらかじめ決めておきます。 判断能力が低下したときから効力が発生します。

- 手続きが終わるまでには数カ月かかり、費用もかかります
(手続き中も、手続きが終わってからも)
- 手続きが難しい時は、専門家に手続きを依頼することもできます。

伊佐市成年後見センターでは、

【成年後見制度のご紹介、手続き方法のご説明】
などを行っています。

